第十九条の二第一項第三号中「配偶者同行休業をし」の下に「、平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法第十七条第一項の規定により派遣され、平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法第四条第一項の規定により派遣され」を、「場合」の下に「（第十九条の四第二項において「派遣等となつた場合」という。）」を加える。

第十九条の三第二項第二号中「配偶者同行休業をし」の下に「、平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法第十七条第一項の規定により派遣され、平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法第四条第一項の規定により派遣され」を加える。

第十九条の四第二項中「法第七十九条の規定により休職にされ、法第百八条の六第一項ただし書に規定する許可を受け、派遣法第二条第一項の規定により派遣され、育児休業法第三条の規定により育児休業をし、交流派遣をされ、法科大学院派遣法第十一条第一項の規定により派遣され、自己啓発等休業法第二条第五項に規定する自己啓発等休業をし、配偶者同行休業法第二条第四項に規定する配偶者同行休業をし、又は法第八十二条の規定により停職にされた」を「派遣等となつた」に改める。

（人事院規則九―三四の一部改正）

第十二条　人事院規則九―三四（初任給調整手当）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「旧専門学校令による専門学校等で人事院の定めるものを卒業した者にあつては、人事院の定めるこれに準ずる期間。」を削る。

第六条第一項中「（旧専門学校令による専門学校等で人事院の定めるものを含む。）」を削り、同条第二項を次のように改める。

2　初任給調整手当を支給されている職員が次の各号に掲げる場合に該当するときにおける当該職員に対する別表の適用については、当該各号に定める期間は、同表の期間の区分欄に掲げる期間に算入しない。

一　休職にされた場合　その休職の期間（給与法第二十三条第一項又は教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第十四条第二項の規定により給与の全額を支給される休職の期間を含まないものとし、規則一八―〇（職員の国際機関等への派遣）第十条第一項の職員にあつては、休職の期間に引き続く派遣の期間を含むものとする。）

二　派遣法第二条第一項の規定により派遣された場合　その派遣の期間

三　官民人事交流法第二条第三項に規定する交流派遣をされた場合　その交流派遣の期間

四　法科大学院派遣法第十一条第一項の規定により派遣された場合　その派遣の期間

五　平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法第十七条第一項の規定により派遣された場合　その派遣の期間

六　平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法第四条第一項の規定により派遣された場合　その派遣の期間

（人事院規則九―四〇の一部改正）

第十三条　人事院規則九―四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を次のように改正する。

第一条に次の二号を加える。

十二　無給平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法派遣職員（平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法第十七条第一項の規定により派遣されている職員（以下「平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法派遣職員」という。）のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。）

十三　無給平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法派遣職員（平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法第四条第一項の規定により派遣されている職員（以下「平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法派遣職員」という。）のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。）

第四条の二中「及び法科大学院派遣法第十一条派遣職員」を「、法科大学院派遣法第十一条派遣職員、平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法派遣職員及び平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法派遣職員（第四条の四第一項において「派遣等職員」という。）」に改める。

第四条の四第一項中「休職にされている職員のうち給与法第二十三条第一項に該当する職員以外の職員、派遣職員及び法科大学院派遣法第十一条派遣職員」を「派遣等職員」に改める。

第七条に次の二号を加える。

六　平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法派遣職員

七　平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法派遣職員

第十一条第二項第九号を次のように改める。

九　負傷又は疾病（公務上の負傷若しくは疾病若しくは補償法第一条の二に規定する通勤による負傷若しくは疾病（派遣職員の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病又は補償法第一条の二に規定する通勤による負傷若しくは疾病を含む。）又は官民人事交流法第十六条、法科大学院派遣法第九条（法科大学院派遣法第十八条において準用する場合を含む。）、平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法第二十三条、平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法第十条若しくは判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律第十条の規定（以下この号において「特定規定」という。）により給与法第二十三条第一項及び附則第六項の規定の適用に関し公務とみなされる業務に係る業務上の負傷若しくは疾病若しくは特定規定に規定する通勤による負傷若しくは疾病を除く。）により勤務しなかつた期間から勤務時間法第六条第一項に規定する週休日、勤務時間法第十三条の二第一項の規定により割り振られた勤務時間の全部について同項に規定する超勤代休時間を指定された日並びに給与法第十五条に規定する祝日法による休日等及び年末年始の休日等（次号において「週休日等」という。）を除いた日が三十日を超える場合には、その勤務しなかつた全期間。ただし、人事院の定める期間を除く。

（人事院規則九―五四の一部改正）

第十四条　人事院規則九―五四（住居手当）の一部を次のように改正する。

第四条中「同項第三号」を「規則九―八九第五条第二項第三号」に、「若しくは法科大学院派遣法第十一条第一項」を「、法科大学院派遣法第十一条第一項の規定による派遣、平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法第十七条第一項の規定による派遣若しくは平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法第四条第一項」に改める。

（人事院規則九―八九の一部改正）

第十五条　人事院規則九―八九（単身赴任手当）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第一号ロ中「又は法科大学院派遣法第十一条第一項」を「、法科大学院派遣法第十一条第一項の規定による派遣、平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法第十七条第一項の規定による派遣又は平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法第四条第一項」に改める。

（人事院規則九―一二一の一部改正）

第十六条　人事院規則九―一二一（広域異動手当）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、第五号の次に次の二号を加える。

六　平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法第十七条第一項の規定による派遣から職務に復帰すること。

七　平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法第四条第一項の規定による派遣から職務に復帰すること。

第五条第四項第二号中「第七号」を「第九号」に、「第六号」を「第八号」に改める。

（人事院規則九―一二一―二の一部改正）

第十七条　人事院規則九―一二一―二（人事院規則九―一二一（広域異動手当）の一部を改正する人事院規則）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「第七号」を「第九号」に改める。

（人事院規則九―一三九の一部改正）

第十八条　人事院規則九―一三九（平成二十六年改正法附則第七条の規定による俸給）の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「又は配偶者同行休業法第八条」を「、配偶者同行休業法第八条、平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法第二十五条第一項又は平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法第十二条第一項」に改める。